明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十九年五月九日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十九年四月十二日

兵庫県淡路市志筑二五七〇番地二

株式会社三和製作所

代表取締役　石井　康文

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十九年四月三十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十九年四月十二日

高知県吾川郡仁淀川町土居乙一九九番地一

一ノ谷総合開発団地

株式会社フードプラン

代表取締役　森下　由朗

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十九年五月十五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十九年四月十二日

大分県大分市上野町一〇番一二号

上田水道工業株式会社

代表取締役　上田　旬一

株式募集事項につき通知公告

当社は、株式募集事項につき、平成二十九年四月四日開催の取締役会において左記のとおり決議いたしましたので公告します。

記

一、募集株式の種類及び数　普通株式　十三株

二、払込金額又はその算定方法　一株につき金一億円

三、現物出資に関する事項　該当なし

四、払込期日又は期間等　平成二十九年四月二十八日

五、増加資本金及び資本準備金　出資された財産の額の二分の一（一円未満切上げ）を増加資本金の額とし、その余りを資本準備金の額とする。

以　上

平成二十九年四月十二日

埼玉県越谷市大沢三一七四番地

アピカ株式会社

代表取締役　道姓　文達

株式譲渡制限設定につき株券提出公告

当社は、定款を変更して譲渡による株式の取得につき株主総会の承認を要する旨の定めを設けることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十九年五月十五日までに当社にご提出下さい。

平成二十九年四月十二日

兵庫県尼崎市元浜町三丁目六〇番地の六

株式会社前田工務店

代表取締役　杉村　康作

株式譲渡制限設定につき株券提出公告

当社は、定款を変更して譲渡による株式の取得につき株主総会の承認を要する旨の定めを設けることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十九年五月十五日までに当社にご提出下さい。

平成二十九年四月十二日

兵庫県尼崎市長洲本通三丁目五番一一号

西村商事株式会社

代表取締役　西村　由美

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である孟範慧が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十九年四月十二日

東京都港区東新橋二―一〇―一〇東新橋ビル二Ｆ

大連安普諾克信息技術有限公司

日本における代表者　孟　範　慧

限定承認公告

本籍新潟県十日町市蒲生一九七一番地、最後の住所大阪府和泉市光明台二丁目四八番六一号

被相続人　亡　山岸　紘郎

右被相続人は平成二十八年十月六日死亡し、その相続人は平成二十九年三月三十日大阪家庭裁判所岸和田支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年四月十二日

新潟県十日町市室野二〇四八番地

限定承認者　草村　康夫

限定承認公告

本籍静岡県駿東郡清水町堂庭八九番地五、最後の住所静岡県駿東郡清水町堂庭八九番地の五

被相続人　亡　齋藤　昭

右被相続人は平成二十五年二月一日死亡し、その相続人は平成二十九年三月三十日静岡家庭裁判所沼津支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年四月十二日

静岡県沼津市新宿町一番地の一〇

限定承認者　齋藤　フミ

限定承認公告

本籍大阪府寝屋川市高宮一丁目五一〇番地、最後の住所大阪府寝屋川市池田旭町八番一六号

被相続人　亡　山本　淳一

右被相続人は平成二十五年六月十六日死亡し、その相続人は平成二十九年三月二十九日大阪家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年四月十二日

大阪府寝屋川市美井元町三番七号

限定承認者　山本　泰弘

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金四千四百万円減少し、金八十九億三千百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の確定した最終事業年度はありません。

平成二十九年四月十二日

東京都中央区日本橋一丁目四番一号日本橋一丁目ビルディング

ＣＫ東品川特定目的会社

取締役　三品　貴仙

訂正公告

平成二十九年三月三十一日掲載の包括遺贈者亡　小杉　秀幸に係る限定承認公告中、包括遺贈者の死亡日「平成二十八年十一月十日」とあるは「平成二十八年十二月十六日」の誤り、限定承認をした日「平成二十九年二月十五日」とあるは「平成二十九年三月十三日」の誤りにつき、それぞれ訂正します。

平成二十九年四月十二日

宮城県多賀城市中央二丁目一番一号

包括受遺者兼限定承認者宮城県多賀城市

右代表者市長　菊地健次郎

取消公告

平成二十七年十月二十日（号外第二三九号）掲載の左記会社に係る合併公告及び決算公告（枠組）は取消します。

平成二十九年四月十二日

大阪市中央区淡路町三丁目五番一号

（甲）タンゴヤ株式会社

代表取締役　田城　弘志

島根県飯石郡飯南町上赤名一六六四番地

（乙）株式会社エリーゼ

代表取締役　木下　仁志

正　誤

平成二十九年三月十六日（号外第五十二号）公布総務省令第十一号（特別交付税に関する省令の一部を改正する省令）

（原稿誤り）

三ページ下段終りから一五行目から一三行目は次のとおりの誤り。

7　平成二十八年度から平成三十二年度までの間に限り、第五条第一項第三号イの額は、同号イの規定によって算定した額に、消防本部等における女性の消防吏員の利用に供する施設の整備に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額（財政力指数が〇・八以上の市町村にあつては〇・五を、〇・五以上〇・八未満の市町村にあつては六分の十一から当該市町村の財政力指数に三分の五を乗じて得た数を控除して得た数（小数点以下二位未満は四捨五入する。）を、〇・五未満の市町村にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額とする。）を加えた額とする。

ページ	段	行	誤	正
二	上	一三終りから	0.070	0.070

平成二十九年三月二十二日（号外第五十六号）公布農林水産省令第十六号（種苗法施行規則の一部を改正する省令）

（原稿誤り）

一〇ページ上段様式第十四号の前に次のように加える。

別記様式第十四号を次のように改める。

◉号外　四月十二日付第七九号九六ページ●同日付政府調達第六九号二四ページ●一月二十四日付参会第二号一六ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）